

議員提案第40号

香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸
に関する意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成24年10月2日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

高橋三義

串田修平

梅山修

遠藤哲

阿部松雄

古泉幸一

吉田孝志

みの欣之

小山進

渡辺仁

香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書

8月15日、香港の民間団体である「保釣行動委員会」の船が我が国領海に侵入し、乗組員の一部が、尖閣諸島の魚釣島に不法上陸しました。

今回の不法上陸に関しては事前に予告があり、政府としても対応方針を決めていたはずであるにもかかわらず、みすみす不法上陸させることとなりました。また、海上保安庁艦船に対してれんが等を投げつけるなど、明らかにほかに罪を犯した嫌疑があるにもかかわらず、出入国管理及び難民認定法第65条を適用し強制送還としたことは極めて遺憾です。

日本にとって中国は、幅広い分野で緊密な関係を有し、利益を共有する重要なパートナーです。日中両国は、アジア太平洋地域を初め国際社会における平和、安定、繁栄に向け、戦略的互惠関係を一層強化させていくため、ともに手を携えていく関係にあります。

我が国は、こうした大局を見失わず、同時に、主張すべきを主張し、我が国の国益を守っていくべきです。

よって国におかれては、日本の国家主権を断固として守るために、以下の項目を実行されるよう強く要望します。

記

- 1 政府は事実関係を明らかにするため、現場海域で撮影した映像を全面的に公開すること。
- 1 今後、同様の事案があった場合、出入国管理及び難民認定法第65条を適用することなく厳正に刑事手続きを進めること。また、中国に対し、断固たる抗議を行うとともに再発防止を強く求めること。
- 1 尖閣諸島及びその海域の警備態勢・方針を抜本的に見直すとともに、領土、領海を守るために必要な法制度の整備、関係機関との連携、装備、人員等の拡充を急ぐこと。
- 1 尖閣諸島は歴史的にも国際法的にも我が国固有の領土であり、そもそも領土問題は存在しないという明確な事実を国際社会に示す外交努力を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年10月2日

新潟市議会議長
藤田 隆

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
外務大臣
財務大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣官房長官

} あて